

V. 宮前区構想区民提案の推進について

V-1. 区民提案推進の方法

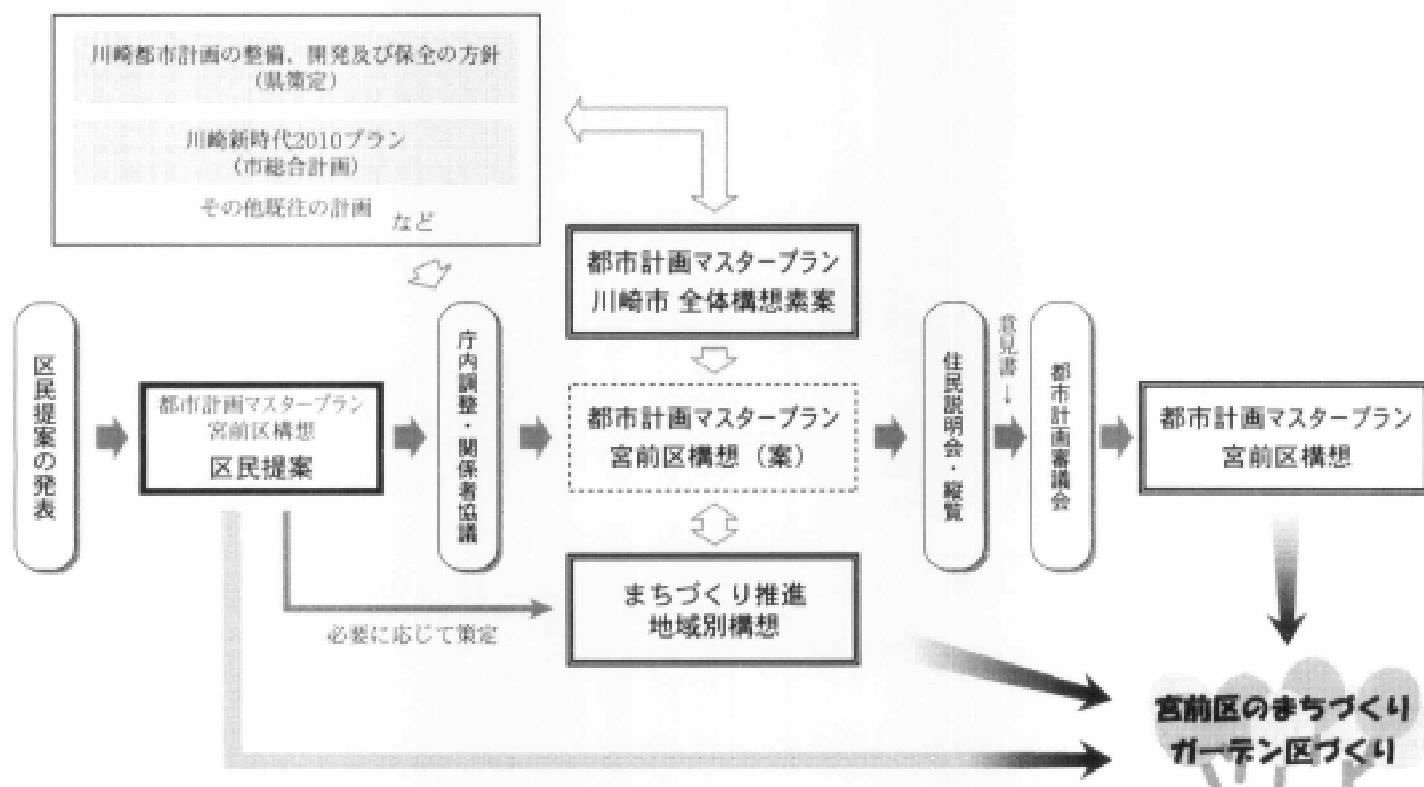
(1) 区民提案発表後のスケジュールについて

都市計画マスタープラン宮前区構想「区民提案」の発表後は、この「区民提案」を踏まえて、都市計画課により「都市計画マスタープラン宮前区構想（素案）」が起草され、行政内部や関係機関等と「川崎新時代2010プラン」等の既往の計画・事業との調整が行われます。

庁内調整や関係機関との協議が済むと、それを踏まえた「都市計画マスタープラン宮前区構想（案）」が作成・公表され、「宮前区構想（案）」の住民説明会・縦覧が行われます。その後、市民から寄せられた意見書を受けて必要な修正等が行われた後、都市計画審議会の議を経て「都市計画マスタープラン宮前区構想」が策定・公表される予定になっています。

「都市計画マスタープラン宮前区構想」策定後は、市民と行政のパートナーシップにより、「宮前区構想」に基づいた“まちづくり”、“ガーデン区づくり”が進められていくことになります。また、行政からの提案や地域住民からの発意に応じて「まちづくり推進地域別構想」を定めることにより、より即地的なまちづくりを進めることになります。

■区民提案発表後のスケジュール



(2) 区民提案推進組織の立ち上げについて

「区民提案」の内容を推進するために、「区民提案推進組織」を立ち上げ、それが区民提案の推進に関する活動を行っていくことが有効と考えられます。

この組織の位置づけと役割、組織体制は次のように考えられます。

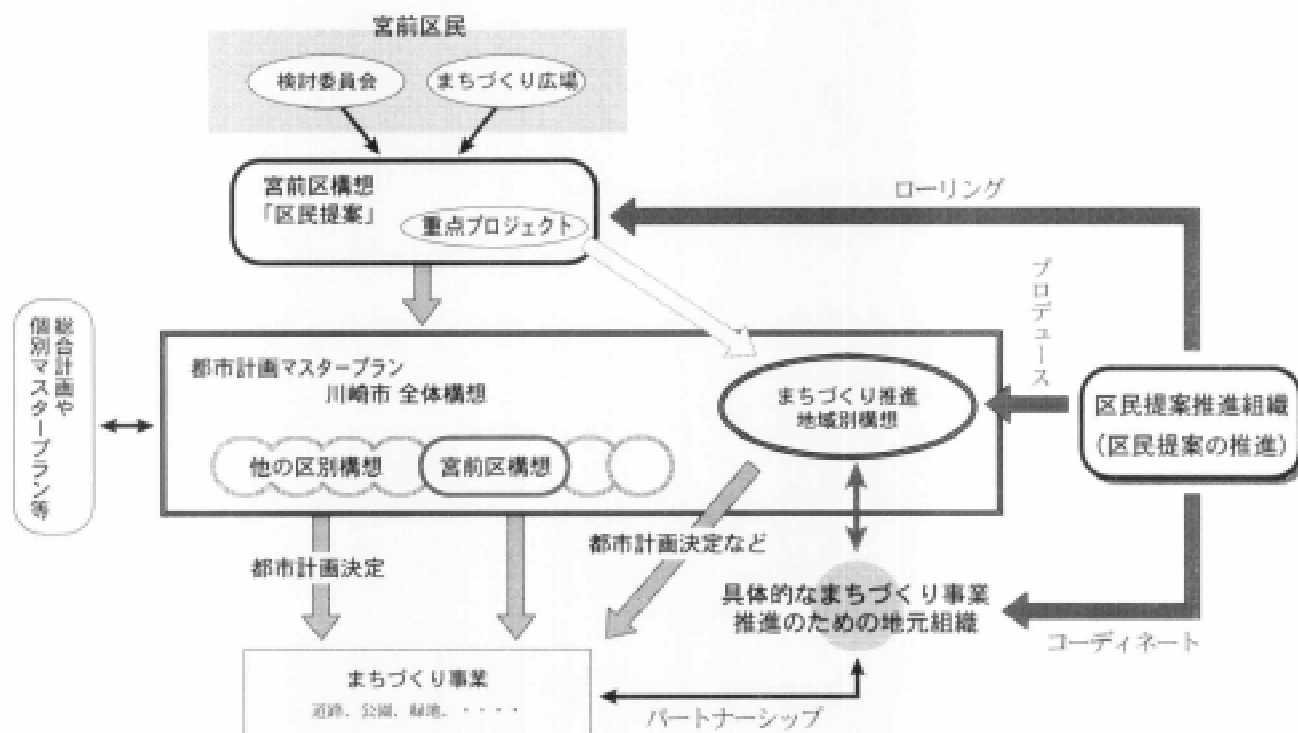
【位置づけ】

- ・ 区民提案の推進組織として、市民・行政の双方に認知されることを目指します。
- ・ また、最終的には、自立したNPO組織として都市計画に関する様々な活動を行うことが可能な組織に成長させることを視野に入れた活動を進めるものとします。

【役割】

- ・ 区民提案の内容の定期的なチェック、見直しを行う《ローリング》
- ・ まちづくり推進地域別構想検討のための地元への働きかけや検討組織の立ち上げを行う《プロデュース》
- ・ 必要に応じて、地元組織と地元住民、行政の間に入り、調整を行う《コーディネート》

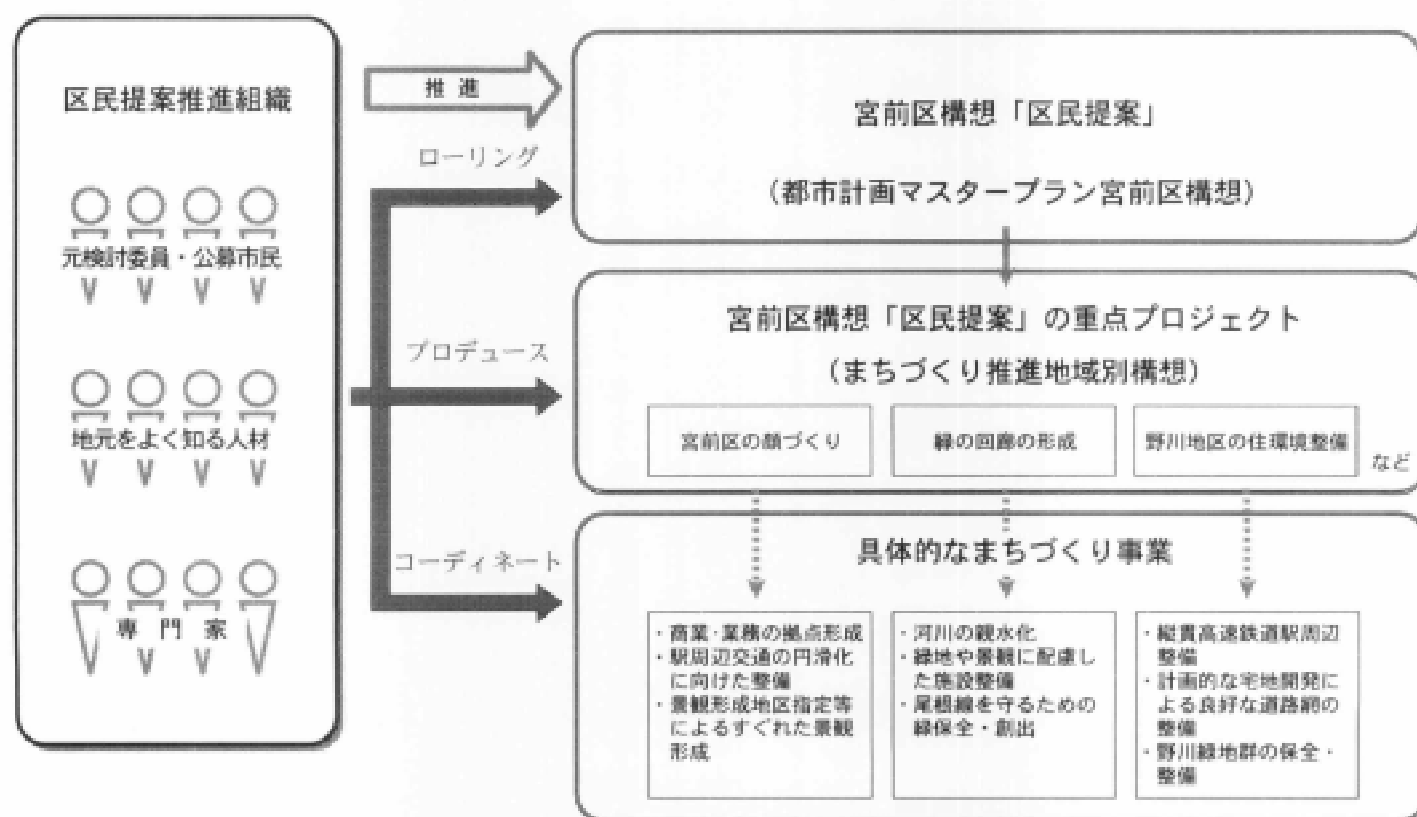
■区民提案推進組織の位置づけと役割



【組織体制】

- ・区民提案の発表と同時に組織を立ち上げることを目指します。
- ・区づくりプランの推進を目的として既に組織されている「区づくりプラン推進委員会」の1つの部会として立ち上げることが考えられます。
- ・区民提案推進組織のメンバーは、「都市計画マスタープラン宮前区構想検討委員会」とは別組織とし、次の点に留意します。
 - 区民提案の内容を熟知している検討委員会をベースとし、幅広い市民の参加を求めます。
 - 必要に応じて、各まちづくり推進地域別構想の検討・推進をスムーズに進めることのできる人材が参加できるようにします。
 - 区民提案を推進するための様々なコーディネートを行うため、必要に応じて、専門知識をもった人材が参加できるようにします。

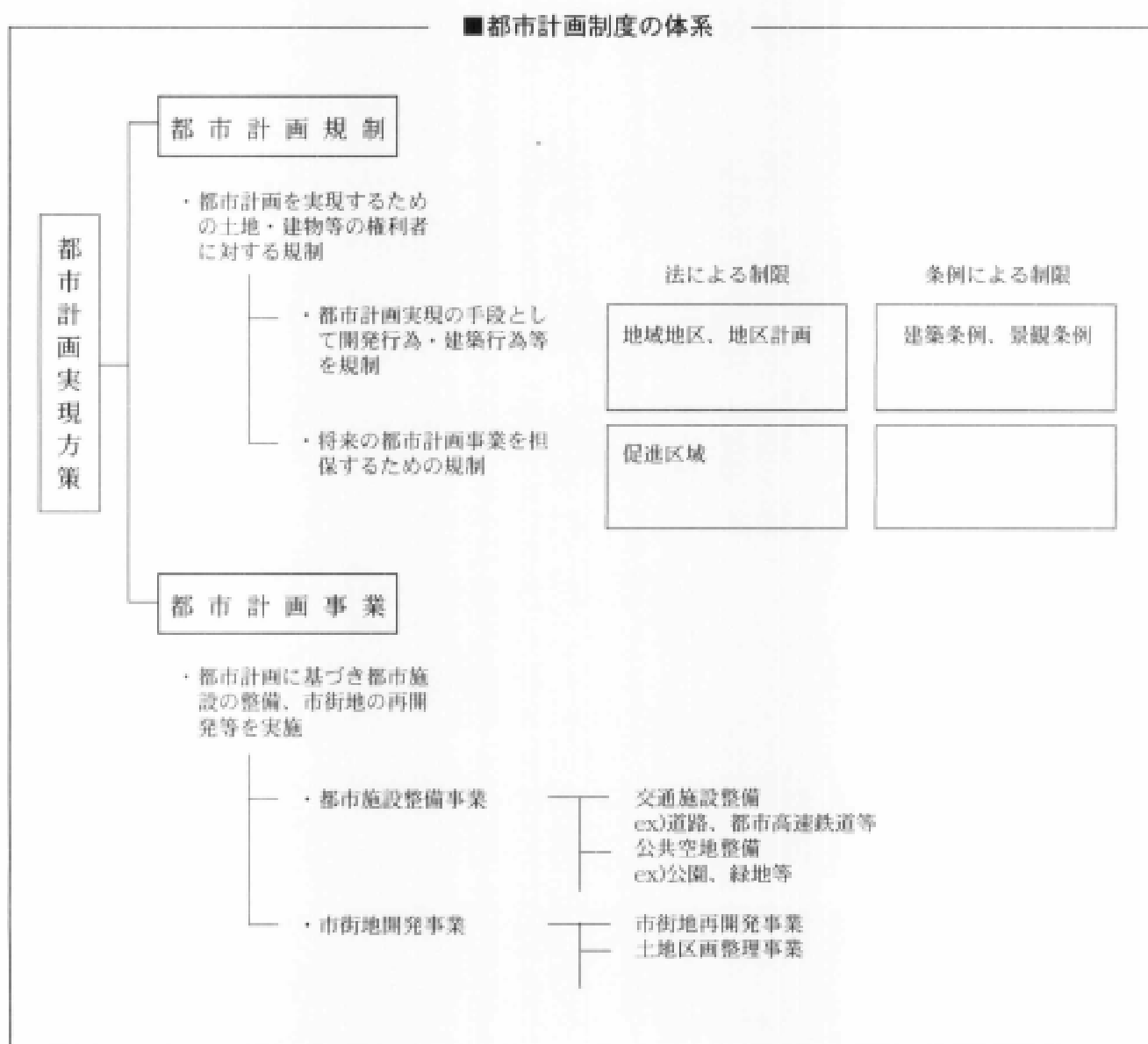
■区民提案推進組織の組織体制イメージ



V-2. 区民提案実現のための制度

(1) 区民提案実現のための制度の体系

- ・都市計画マスタープラン区民提案を実現していくためには、都市計画の制度を活用していく必要があります。
- ・次のような制度の体系の中で区民提案の実現化が図られるわけですが、現実には、制度がうまく活用できない、実現に長時間を要する等の問題があります。
- ・そこで、区民提案の実現のためには、区民提案推進組織において、制度活用に向けた調査研究や、実現化に向けたプログラムの検討を進めていく必要があります。



(2) 区民提案実現のためのプログラムの検討

① 宮前区の顔づくり

- ・鷺沼駅、宮前平駅周辺の「宮前区の顔づくり」を例にとって考えると、ここでの目標は、新しい時代のニーズに合った商業・業務拠点の形成であり、そのため、駅周辺の交通の円滑化、優れた景観形成を行うものとしています。
- ・具体的な対応策として、個々の建物の建替えや修繕にあわせて街並みを誘導していく改善・修復型のまちづくりを進めることが必要といえます。
- ・区民提案を実現していくには、地区計画制度、交通バリアフリー法、市の景観条例等を組み合わせていくことになると考えられます。
- ・「宮前区の顔づくり計画」の作成と鷺沼プールの再整備や川崎縦貫高速鉄道の整備等の機会を捉えて、基盤施設を含めた改善・修復型のまちづくりが推進されるよう、宮前区の状態に適合した制度の創出をも含めて検討していくことが重要と考えられます。

② 緑の回廊の形成

- ・「緑の回廊の形成」を例にとってみると、都市公園・緑地や公共及び民間の施設に併設した緑地、道路、河川等の緑地など施設緑地と斜面緑地、農地、屋敷林等を担保する地域制緑地の制度を総合的に活用して面的に緑を保全・創出することが必要と考えられます。
- ・このため、「緑の回廊計画」の作成と計画を総合的に推進する制度の活用を検討することが求められ、さらに、総合的に公共施設、民間施設の緑化を推進するための指針の整備と制度活用の検討が必要といえます。

③ 野川地区の住環境整備

- ・「野川地区の住環境整備」を例にとってみると、川崎縦貫高速鉄道駅整備をきっかけとした都市的土地利用の進行が予想され、計画的な宅地開発による良好な生活道路の整備が求められます。さらに、斜面緑地や生産緑地等で形成されている「野川緑地群」の保全も必要といえます。
- ・この地区は、大部分が民有地により構成されており、宅地化も進んでいることから、小規模な土地区画整理事業や地区計画等により対応していくことが必要と考えられます。
- ・また、緑の保全・創出に関しては、地域制緑地の制度を活用することが考えられます。
- ・これに対して、規制誘導型の地区整備は、以下のような課題がみられます。

- 1) 都市計画による私権制限に対する拒否反応
 - 2) 地域をよくするという住民合意の欠如
 - 3) 合意形成に時間がかかる
 - 4) 情報の不足
- ・ このため、このような課題に対応して、さまざまな制度の活用を促進するような総合的な支援策が必要と思われます。また、地区の将来像を明らかにし、住環境整備を総合的に推進する、より詳細な計画の作成が重要といえ、まちづくり推進地域別構想の策定が有効と考えられます。

■区民提案の実現のためのプログラムの検討に向けた提案例

①宮前区の顔づくり

目 標	対 応	提 案
■商業・業務の拠点形成 ■駅周辺交通の円滑化 ■すぐれた景観形成	・商業・業務機能立地誘導のための受け皿整備と駅前広場、アクセス道路、バス運行等の交通環境整備及び景観整備を総合的に推進する	・時代の変化に対応して、地域を総合的により良く改善・修復していくための制度活用の検討と詳細計画の作成

②緑の回廊の形成

目 標	対 応	提 案
■河川を中心としたまちづくり ■緑化や景観に配慮した施設整備 ■尾根線を守る	・公園、公共及び民間の施設緑地、道路、河川等により緑を確保する施設緑地や斜面緑地、農地、屋敷林等により緑を担保する地域制緑地の制度を総合的に活用して面的に緑を保全・創出する	・緑の回廊形成を総合的に推進する事業制度活用の検討と詳細計画の作成 ・総合的に公共施設及び民間施設の緑化を推進するための指針と制度活用の検討

③野川地区の住環境整備

目 標	対 応	提 案
■川崎縦貫高速鉄道駅周辺のまちづくり ■計画的な宅地開発による良好な道路網の整備 ■野川緑地群整備	・土地利用転換、基盤整備、緑の保全等を総合的、計画的に推進する	・住環境整備を総合的に推進する詳細計画の作成 ・計画的な土地利用転換、基盤整備、緑の保全のための制度活用を推進する支援策の検討